

森林・林業・環境関係団体代表 様

高知県林業振興・環境部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の
取得に対する配慮について（依頼）

平素から、本県の森林・林業・環境行政につきまして、格別のご協力を賜り、ありがとうございます。

本県では、8月に入ってから1,000人を超える新規感染者が確認されるなど、極めて高い水準で推移しています。

感染者の急増に伴い、中等症以上の入院患者の増加、医療機関でのクラスター発生やマンパワー不足の影響により、保健・医療提供体制への負荷が急速に高まっています。

つきましては、医療機関や保健所が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、下記の点についてご配慮いただくとともに、構成されている団体や事業者様にも周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないようお願いいたします。

やむを得ず証明を求めるとある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（ログイン後、ただちに取得可能。別添参照）等により、確認を行ってください。

- 2 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないようお願いいたします。

※ 有症状の場合は 10 日間、無症状の場合は 7 日間。

- 3 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないようお願いいたします。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合には、その検査結果を画像等で確認することは差し支えありません。

- 4 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自ら MyHER-SYS で取得した療養証明書（感染していることを確認する場合に限る）や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めることとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないようお願いします。

担当：高知県林業振興・環境部

林業環境政策課 高松、上田

TEL：088-821-4874

FAX：088-821-4576